

新潟県条例第44号

新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

新潟県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和39年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>2,200円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>4,400円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>7,700円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金の額は、<u>第3条第1項から第3項まで</u>に規定する額とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,650円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,850円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,500円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金の額は、<u>第3条第1項及び第2項</u>に規定する額とする。</p> <p>5・6 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条第4項の改正は、公布の日から施行する。